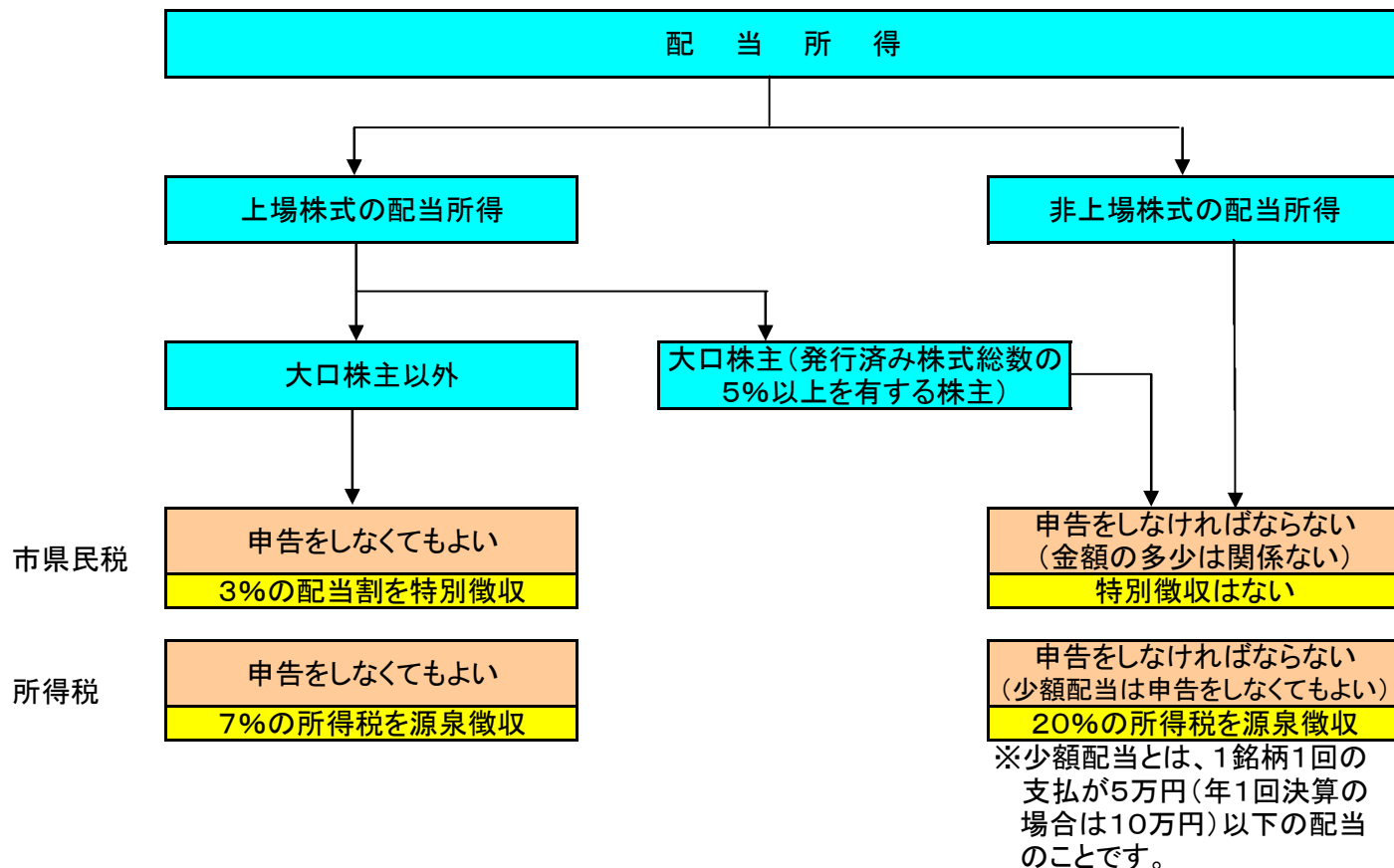


配当所得



申告をしなくてもよい場合でも、申告をすれば総合課税され配当控除も適用されます。
 また、特別徴収された配当割額が所得割から、源泉徴収された所得税額が所得税から差し引かれます。そして、控除し切れなかった分は、還付されます。
 ≪申告するのと申告しないのとで、どちらが有利かは人によって異なります。≫